

# 1 児童館の役割

講師：南東北事業本部  
瀬戸理音

# 子育ちPJ研修資料 『児童館編』

児童館は『全国の未来を育てる館』である

児童館が提供する何気ない日常のすべては  
子どもたちの成長につながっている  
その成長は、やがて日本の未来になる。  
私たちは、日本全国で「未来」を育てている。

子どもの困りごとに敏感であること。  
子どもによって、よき理解者であること。  
想いを尊重し、耳を傾け、対話する事。  
学校や地域と連携し、役割を全うすること。  
遊びのチカラを信じること。

何かあったときにも  
何もないときにも行ける、  
子どもたちの日常拠点。

一般財団法人 児童健全育成推進財団より

# 1、児童館ってどんな施設？



児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つ。  
地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、  
又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

◎全ての児童（18歳未満）が利用できるというのは、児童館だけ！！  
子どもの権利条約、児童福祉法の理念に則り、子どもたちの健やかな成長発達、自立が図られることを「地域社会の中で具現化する」施設。

※児童館が成立した歴史も、是非ひも解いてみてくださいね。

## 2、設置状況は？



運営主体：公設公営、公設民営、民設民営、など。

施設種別数：小型、児童センター、大型（全国に19か所）、その他等、約4,500か所にも及ぶ。

### 3、基本特性は？（児童館ガイドラインより）



- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる
- ④ 子ども同士にとって、出会いの場になることができる
- ⑤ 年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる

## 4、児童厚生員（放課後児童支援員） として絶対よむこと！！



- ① 児童福祉法（平成28年改正）
- ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
(平成26年)
- ③ 放課後児童クラブ運営指針（平成27年）
- ④ 子ども・子育て支援法（平成24年）
- ⑤ 児童館ガイドライン（平成30年10月改正）

- ※ 特に人員配置、設置基準、放課後児童支援員の認定資格取得にまつわる条例に関しては、自治体によっては異なる部分があるため、確認し遵守すること。
- ※ 上記の5つの法令ですが、全てダウンロードできます。自分だけのファイルをつくることをおすすめします。

## 5、『児童館ガイドライン』（厚生労働省）



第一弾は、平成23年に発布。その後、施行・改正された子どもの健全育成に関する法令（児童福祉法等）との整合や、今日的課題に対応する児童館の現状を踏まえた内容に改正。平成30年10月に改正児童館ガイドラインを発令。

- ・ガイドラインは絶対遵守すべきものではなく、「望ましい方向性を目指すもの」
- ・第1章から9章まで。

## ◎改正児童館ガイドラインの6大ポイント◎

- ① 子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示した。  
【児童館は「子ども主体」であること。】
- ② 児童館の施設特性を3点（拠点性・多機能性・地域性）に整理したこと。  
【固有の特性、代替できないもの。】

## ◎改正児童館ガイドラインの6大ポイント◎

- ③ 子どもの理解を深めるため、**発達段階に応じた留意点**を示した。  
【0～18歳を対象とする専門性の象徴。】
  
- ④ いじめや**不適切な養育（マルトリートメント）**が疑われる場合等への適切な対応を求めた。  
【福祉施設の専門性への期待。】

## ◎改正児童館ガイドラインの6大ポイント◎

- ⑤ 子育て支援について、乳幼児支援やふれあい体験の取り組みの実施等内容を追加。  
【次世代育成、周産期へのまなざしを記載。】
- ⑥ 大型児童館の機能・役割について記載した。  
【児童健全育成のシンボル、小型児童館等へのアウトリーチへの期待。】

次は、

## 2 実践基礎～児童館編～

をご覧ください。